

横瀬川ダム特別防災操作実施要領

(通則)

第1条 横瀬川ダム操作規則（以下「規則」という）第14条に規定するただし書操作のうち、横瀬川ダム下流河川において、洪水被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に今後のダムへの降雨等も勘案し、ダム下流河川の被害軽減等を目的として実施する操作（以下「特別防災操作」という）については、この要領に定めるところによる。

(局長の承認等)

第2条 所長は、規則第14条〔洪水調節等〕、第15条〔洪水調節等の後における水位の低下〕に規定する操作を行っている場合において、ダム下流河川で洪水被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、ダム下流の河川管理者、又は自治体等から特別防災操作の要請を受け、特別防災操作への移行が可能な場合は、四国地方整備局長（以下「局長」という）の承認を受けるものとする。

また、特別防災操作の継続が困難となり中止する場合も局長の承認をうけるものとする

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受け、特別防災操作に移行する場合、又は、特別防災操作を中止する場合は、別表－1に定める関係機関に通知するものとする。

(特別防災操作への移行)

第3条 前条第1項の特別防災操作への移行が可能な場合とは、次期洪水のおそれがなく、洪水の終了が見通せ、ダムへの貯留が可能である場合等とする。

(特別防災操作)

第4条 所長は、降雨状況、ダム下流の河川水位、ダムへの貯留が可能な容量等の把握及びダムからの放流量の設定等を実施し、特別防災操作を行うものとする。

(オリフィスゲートの操作の方法)

第5条 オリフィスゲートは左岸側からオリフィスゲート1号、オリフィスゲート2号といい、操作においては原則として次の各号の定めによらなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合においてはこれによらないことができる。

2. オリフィスゲートの操作は、オリフィスゲート2号、オリフィスゲート1号の順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。

3. オリフィスゲートの各門の開度差は30センチメートル以内とする。

4. オリフィスゲートの開閉時における最小開度は10センチメートルとする。

(特別防災操作の終了)

第6条 所長は、第4条に規定する操作を行っている場合において、下流河川、その他の状況及び、その他必要と認められる場合において、特別防災操作を継続する必要が無いと判断される場合は、特別防災操作を終了し、洪水調節等後における水位の低下操作に移行するものとする。

2. 本条第1項の操作における放流の原則は、次に定める方法を基準とする。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0.6m ³ /s 未満	0.15m ³ /s 以内
0.60m ³ /s 以上 2.00m ³ /s 未満	0.70m ³ /s 以内
2.00m ³ /s 以上 4.60 m ³ /s 未満	1.30m ³ /s 以内
4.60m ³ /s 以上 8.60m ³ /s 未満	2.00m ³ /s 以内
8.60m ³ /s 以上 13.600m ³ /s 未満	2.50/m ³ /s 以内
13.60m ³ /s 以上 16.60m ³ /s 未満	3.00m ³ /s 以内
16.60m ³ /s 以上 23.60m ³ /s 未満	3.50m ³ /s 以内
23.60m ³ /s 以上 27.60m ³ /s 未満	4.00m ³ /s 以内
27.60m ³ /s 以上 36.60m ³ /s 未満	4.50m ³ /s 以内
36.60m ³ /s 以上 46.60m ³ /s 未満	5.00m ³ /s 以内
46.60m ³ /s 以上 57.60m ³ /s 未満	5.50m ³ /s 以内
57.60m ³ /s 以上 87.60m ³ /s 未満	6.00m ³ /s 以内
87.60m ³ /s 以上 92.02m ³ /s 未満	6.50m ³ /s 以内

3. 本条第1項、第2項の操作により貯水位が低下し、自然放流が可能となった段階で、規則第14条〔洪水調節等〕または、第15条〔洪水調節等後における水位の低下〕に規定する操作に移行するものとする。

4. 本条第1項、第2項の操作により下流河川に急激な水位の変動が生じると予想されるときは、細則第10条第1項に規定する通知を行うとともに、細則第9条第1項四に該当する一般に周知するための必要な措置を行うものとする。

(特別防災操作の中止)

第7条 第4条に規定する操作を行っている場合において、気象、水象、その他の状況により特別防災操作の継続が困難となり、放流量を増加させる必要が生じた場合は、特別防災操作を中止し、規則第14条〔洪水調節等〕または、第15条〔洪水調節等後における水位の低下〕に規定する操作に移行するものとする。

2. 本条第1項における操作は、前条第1項、2項に定める方法を基準とする。

附則 この要領は、令和6年2月13日から適用する。

別表ー1 (第2条関係)

通知を行うべき関係機関

関係機関名	住 所	連絡方法
四国地方整備局	高松市サンポート3-33	マイクロ
中村河川国道事務所	四万十市右山2033-14	〃
幡多土木事務所	四万十市古津賀4-61	NTT回線
幡多土木事務所宿毛事務所	宿毛市宿毛5342-7	〃
四万十市役所	四万十市中村大橋通4-10	〃
中村警察署	四万十市右山2034-17	〃
宿毛市役所	宿毛市希望ヶ丘1	〃
宿毛警察署	宿毛市幸町7-54	〃
幡多中央消防組合	四万十市右山750-1	〃
幡多西部消防組合	宿毛市和田1412-1	〃
NHK高知放送局	高知市本町3-3-12	〃